

◇総人口	76,719人
(前月比)	-59人
◇男	38,833人
◇女	37,886人
◇世帯数	29,555世帯

この広報紙は、環境に配慮した
パーシパルプを使用しています。

市税などの納付に関するお願い

皆さんに納めていただいている税金は、住みよい街づくりを推進するための大切な財源となつていま
す。市税や国民健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いします。
詳しくは、市役所納税課 ☎443-1115へ。

納期限内納付にご協力ください

市税などの納期限につき
ましては、お手持ちの納税
(納入) 通知書または納付
書に記載しています。今一
度、納期限を確認され、納
め忘れのないようお願いし

金融機関や コンビニエンスストアでの 納付にご協力ください

なお、納期限までに納付
がない場合や、分割納付を
されている場合でも納期限
ごとの金額に達していない
場合には、法律の定めによ
り督促状が送られます。
また、納期限内に納付さ
れた方との公平性を図るた
め、納期限の翌日から納付

金融機関や コンビニエンスストアでの 納付にご協力ください

される日までの日数や金額
に応じて延滞金が発生しま
すのでご注意ください。
納付期限内の納付書をお
持ちの方は、金融機関(ゆ

平成22年度の 市税納期限をお知らせします 納期限内納付にご協力ください

納期	納付税目	期別	納期限
平成22年 4月	固定資産税・都市計画税	1	平成22年 4月30日(金)
5月	軽自動車税	全	5月31日(月)
6月	市県民税	1	6月30日(水)
7月	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	2 1	8月2日(月)
8月	市県民税 国民健康保険税	2 2	8月31日(火)
9月	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	3 3	9月30日(木)
10月	市県民税 国民健康保険税	3 4	11月1日(月)
11月	国民健康保険税	5	11月30日(火)
12月	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	4 6	12月27日(月)
平成23年 1月	市県民税 国民健康保険税	4 7	平成23年 1月31日(月)
2月	国民健康保険税	8	2月28日(月)

ご利用できるコンビニエンスストア

(平成22年2月末現在)

エーエム・ピーエム、エブリワン、くらしハウス、ココストア、
コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、
スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、
セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、
ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK 設置店

児童医療費助成を小学校6年生まで拡大します

市では、平成21年9月よ
り小学校3年生までの児童
に対しての医療費助成を開
始しましたが、さらに平成
22年4月1日診察分の医療
費より小学校6年生までの
児童を対象に助成すること
となりました。

対象

八街市に住民登録および
外国人登録されている小
学校1年生から6年生。
対象となる医療費
平成22年4月1日以降に
小学校1年生から6年生
が受けた保険診療医療費
の自己負担額(3割)。
※保険者から支給される高
額療養費や付加給付を除い
た医療費を助成します。
※ひとり親医療費助成や重
度心身障害者医療費助成な
どの他の助成制度を受ける
ことができる場合、それら
の助成が優先されます。

対象

市役所内で納付される方
は、千葉銀行の派出所での
納付をお願いします。

対象

うちよ銀行を含む) やコ
ンビエンスストアでの納
付にご協力ください。

対象

4月1日
※平成21年度の学年が小学
校1年生から3年生までの
児童については、平成21年
9月診療分より助成対象と
なります。

対象

医療費を支払った日の翌
日から2年以内。申請期
限を過ぎた領収書は、助
成対象外となります。
申請手続きに必要なもの
・印鑑
・保険証(児童)
・領収書(保険点数などの
記載がない領収書(レシ
ットなど)の場合は、児
童医療費計算書を診療月
ごとに受診医療機関に発
行してもらい領収書と一
緒に提出してください。)

対象

診療月の属する年度(4
月から7月診療は前年
度)における父母の課税
状況を証する書類(ただ
し、該当年度の1月1日
に八街市に住民登録およ
び外国人登録がある場合
で、健康管理課が課税状
況の確認を行うことに承
諾していただける保護者
は省略することができます。)

対象

付加給付などがあるとき
は、その旨を証する書類
申請場所
市役所健康管理課
詳しくは、市役所健康管
理課 ☎443-11631へ。

対象

4月1日
※平成21年度の学年が小学
校1年生から3年生までの
児童については、平成21年
9月診療分より助成対象と
なります。

対象

医療費を支払った日の翌
日から2年以内。申請期
限を過ぎた領収書は、助
成対象外となります。
申請手続きに必要なもの
・印鑑
・保険証(児童)
・領収書(保険点数などの
記載がない領収書(レシ
ットなど)の場合は、児
童医療費計算書を診療月
ごとに受診医療機関に発
行してもらい領収書と一
緒に提出してください。)

対象

診療月の属する年度(4
月から7月診療は前年
度)における父母の課税
状況を証する書類(ただ
し、該当年度の1月1日
に八街市に住民登録およ
び外国人登録がある場合
で、健康管理課が課税状
況の確認を行うことに承
諾していただける保護者
は省略することができます。)

対象

付加給付などがあるとき
は、その旨を証する書類
申請場所
市役所健康管理課
詳しくは、市役所健康管
理課 ☎443-11631へ。

自己負担額

世帯の課税状況	自己負担額
市町村民税所得割 課税世帯	入院1日200円 通院1回200円 調剤は無料
市町村民税均等割課 税世帯および市町村 民税非課税世帯	無料

夜間および休日の市税納付・納税相談窓口

とき

○夜間 4月6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火)
午後5時15分～8時
○休日 4月25日(日) 午前8時30分～午後5時

業務内容

・市税の納付(市県民税、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税、国民健康保険税)

納税相談

詳しくは、市役所納税課 ☎443-1115へ。

※4月25日(日)は市役所の日曜開庁日です。

市民課・課税課・納税課・国保年金課で業務の一部を取り
扱いますのでご利用ください。
ただし、住民異動に伴う業務は取り扱うことができません。

樹木の枝などが、道路にはみだしていると交通事故の原因となり非常に危険です。
道路に隣接した土地を所有または管理している方は、枝のせん定などの適切な管理
をお願いします。